破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２９８８号

名古屋市中川区細米町２丁目70番地　パークサイド・グロリア401号
債務者　北川　慶一
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　成俊
4　破産債権の届出期間　平成24年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月29日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３５２号

岡山県浅口市金光町下竹1432番地
債務者　滝澤亜耶子
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飛山　美保
4　破産債権の届出期間　平成24年３月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１４５０号

広島市安佐南区大塚西７丁目59番５号
債務者　中尾　英雄
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　紀史
4　破産債権の届出期間　平成24年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月15日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０号

愛知県額田郡幸田町大字菱池字山ノ郷35番地、旧住所愛知県額田郡幸田町大字芦谷字福田84番地
債務者　千賀　章由
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榊原　尚之
4　破産債権の届出期間　平成24年４月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月７日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１７号

茨城県高萩市大字上手綱3960番地の６
債務者　原　　ハマ
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片岡　　優
4　破産債権の届出期間　平成24年３月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１８号

茨城県北茨城市関本町富士ケ丘2180番地
債務者　有賀　節子
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片岡　　優
4　破産債権の届出期間　平成24年３月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１９号

茨城県高萩市大字上手綱3960番地の６
債務者　原　　伸一
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片岡　　優
4　破産債権の届出期間　平成24年３月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第２６１号

札幌市南区真駒内泉町４丁目３番４―109号
債務者　西　　明美
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齊藤　佑揮
4　破産債権の届出期間　平成24年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月11日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６号

千葉県浦安市入船６丁目６番301号
債務者　宮下　巍夫
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大里　定則
4　破産債権の届出期間　平成24年３月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月18日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６２号

千葉県館山市沼120番地の２　クレモナハイツ３号
債務者　山口　和久（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜名　　泰
4　破産債権の届出期間　平成24年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第１７９号

長野県埴科郡坂城町大字南条278番地２　サープラスピュア２号棟101、前住所長野県上田市上塩尻830番地10
債務者　森田　高明
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武井　美央
4　破産債権の届出期間　平成24年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月16日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第２４８号

札幌市厚別区大谷地西６丁目４番17号
債務者　管野　義幸
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　毛利　　節
4　破産債権の届出期間　平成24年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４８号

和歌山市津秦122番地の17
債務者　井本　　馨
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田邊　和喜
4　破産債権の届出期間　平成24年４月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４６号

千葉県東金市日吉台６―７―10　中務好浩方、住民票上の住所千葉市中央区東本町12番11号
債務者　中務　　二
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下山　修司
4　破産債権の届出期間　平成24年３月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月22日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係